

令和7年3月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大衡村長 小川 ひろみ

市町村名 (市町村コード)	大衡村 (044245)
地域名 (地域内農業集落名)	大衡村地区 (大瓜上、大瓜下、松原、衡上、衡中(衡中北、衡中東)、衡下、奥田、大森、駒場、蕨崎、衡東) 11地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月5日から7日 (第2回)

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・都市近郊に位置し、道路交通網の整備が進むにつれて、若年層の他産業就労により、専業農家及び農業従事者が減少している。また主たる農業従事者も高齢化が進んでおり、後継者もなく、地域の担い手も不足している。  
・山間部の水田は所有者の高齢化により管理が難しくなり、圃場整備がなされず、水稲作付の条件の良くない農地が利用されず、今後遊休農地が増加する懸念がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・優良農地の確保を図りながら、稲作を中心とした水田農業に加え、肉用牛、酪農、花き、野菜を取り入れた複合経営を促進する。  
・集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者や農事組合法人等が担うほか、地域の担い手育成のために、認定農業者や認定新規就農者の確保に向け、情報提供など認定支援を行う。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	700 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	681 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・農業振興地域内の水田利用をされている農地を中心に区域をまとめる。  
・山間の開田で連坦していない孤立農地や水利条件の悪い農地は区域に含めない。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・水稻を主要作物としつつ、中心経営体である認定農業者や農組合法人等に集積を進め、団地化を図る。維持が困難で、生産性に乏しい農地については、粗放的な利用に留め、将来残すべき優良農地に集中させていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・中心経営体による営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手へ付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・各目標地図エリアにおいて、不整形の農地などは、水路及び農道の整備を行うとともに、大型機械に対応した大区画に整備していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、地域の意向を踏まえながら担い手として育成していくため、近隣市町村や農業関連団体と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる防除作業は、黒川農作物病虫害防除協議会への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
- ②自然循環型堆肥「郷の有機」ほか有機肥料の利用促進に取り組む。
- ④畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地化に伴う費用等に支援を行う。